

経営強化計画（ダイジェスト版）

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第28条第1項）

令和8年1月

（実施期間：令和7年4月から令和12年3月まで）

1. はじめに
2. 地域経済の現状
3. 信用供与の円滑化、地域経済の再生・活性化に資する方策
4. 信金中央金庫による優先出資の引受けに係る事項



1. はじめに

当金庫の前身は大正4年5月「無限責任七尾興産信用組合」の設立にさかのぼります。その後、昭和27年1月信用金庫法により「能登信用金庫」に組織変更・改称し、会員だけではなく地域全体の経済を活性化させることを念頭に業務拡大を進めて参りました。平成15年11月には「共栄信用金庫」と合併し、現在の「のと共栄信用金庫」となりました。

当金庫の営業地域は、本店所在地となる七尾市を中心に北は輪島市から南は野々市市まで、石川県中部地域に24店舗を展開しています。本店所在地の七尾市は、和倉温泉を中心とした宿泊・サービス業などの観光業が盛んなエリアであり、平成27年の北陸新幹線開業等により交流人口がますます増加しておりました。

そのような中、新型コロナウイルス感染症が当地の経済活動に大きな打撃を与え、さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震、同年9月の奥能登豪雨により能登地域が受けた被害は甚大であります。

これから本格化してくる復旧・復興に向けて、地域金融機関である当金庫に期待される役割は非常に大きいものと感じており、当金庫がそれらの期待に応え、地域の中小・零細事業者および個人のお客様に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を提供し、地域の復旧・復興に向けて継続的に貢献していくためには十分な経営体力が必要となります。

このため、当金庫は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第28条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関として資本支援を受けるべく、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、資本支援の要請を行うことといたしました。

今後、当金庫は、財務基盤の充実強化を図ることにより、被災したお客様への支援を通じ、地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に向け尽力して参る所存です。



2. 地域経済の現状

- 当金庫の主要な営業基盤である石川県七尾市は能登半島の入口に位置し、能登観光の拠点となる和倉温泉を有しており、宿泊・サービス業などの観光業が主要産業の一つとなっております。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が大きく減退し、また令和6年1月の能登半島地震、同年9月の奥能登豪雨を機に、人口減少が急速に進みました。

当金庫店舗が位置する市町の概要

(単位：人、世帯、所)

	人口 (R7.9.1)		世帯数 (R7.9.1)	事業所数 (R3.6.1)
		R1.12.1比増減		
石川県 七尾市	44,630	▲7,308	19,443	3,081
金沢市	454,008	▲9,917	209,516	24,881
羽咋市	18,786	▲1,654	8,043	1,050
輪島市	18,795	▲5,912	7,975	1,581
かほく市	35,505	672	13,712	1,614
野々市市	58,487	2,029	27,918	2,298
羽咋郡	27,234	▲3,777	11,448	1,431
鹿島郡	15,191	▲1,482	6,029	671
鳳珠郡	19,695	▲3,932	8,807	1,523
河北郡	62,433	▲967	25,558	1,881

石川県内の観光入り込み状況

(単位：千人)

	令和1年	令和5年	令和6年	R1比増減	R5比増減
石川県全体 観光入り込み客数	24,899	21,538	18,863	▲24.2%	▲12.4%
うち能登地域	7,681	6,273	2,841	▲63.0%	▲54.7%
和倉温泉宿泊者数	760	594	87	▲88.5%	▲85.3%

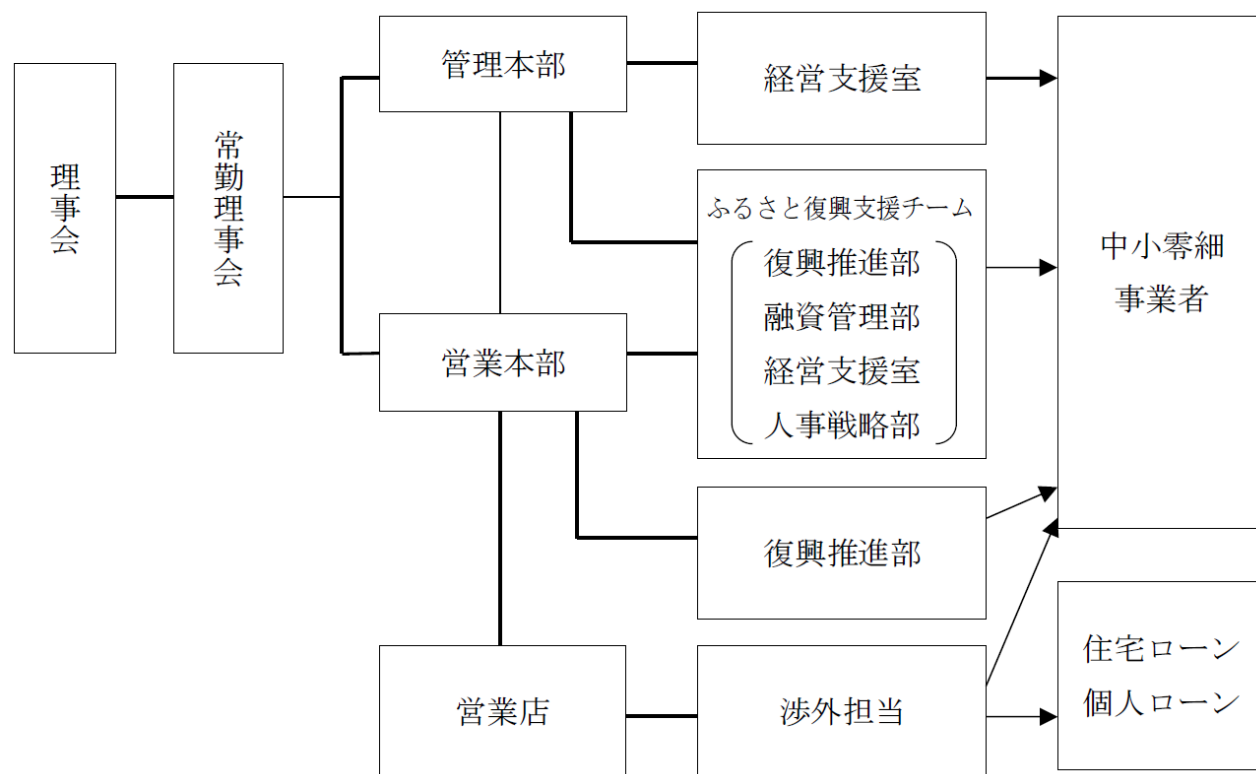
(出所) 石川県公表資料 (石川県の人口と世帯、石川県統計書の概要、統計からみた石川県の観光)



3 - 1. 信用供与の円滑化、地域経済の再生・活性化に資する方策

■ 組織体制の整備

- 当金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様の金融支援・事業支援を行うため、本部組織として「経営支援室」を設置しました。
- また、能登半島地震後、地域創生業務に取り組んできた「ふるさと創生部」を「復興推進部」に改組し、復興の専担部署としての位置づけを明確化しました。復興推進部が中心となって、被災した方々の資金繰り相談や各種補助金の申請を支援して参りました。
- 併せて、お客さまの生活と生業の再建への支援を通じて、ふるさと能登の復興に集中的に取り組むため、本部各部および全営業店の横断的な組織として「ふるさと復興支援チーム」を発足いたしました。
- 今後におきましても、お客様からの様々な相談に応じられるよう、ふるさと復興支援チームが中心となって、タイムリーな情報提供を行うなど更なる顧客支援に努めて参ります。



3-2. 信用供与の円滑化、地域経済の再生・活性化に資する方策

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者および能登半島地震の被災者に対する信用供与の実績

コロナ関連融資（令和7年3月末現在）

（単位：件、百万円）

	実行（累計）		条件変更（累計）	
	件数	金額	件数	金額
事業資金	3,100	43,402	162	1,979
うち保証協会付	2,955	39,866	162	1,979
消費資金	161	213	0	0

能登半島地震関連融資（令和7年3月末現在）

（単位：件、百万円）

	実行件数	実行金額
事業資金	635	9,004
うち保証協会付	596	7,451
消費資金		
住宅ローン	233	1,405
その他	381	782

貸付条件変更等を実行した貸付債権数（令和2年3月10日～令和7年3月31日）

（単位：件）

	中小企業	住宅資金
貸付条件の変更等を実行した貸付債権の数	5,810	92
うち新型コロナウイルス感染症、能登半島地震等の影響によるもの	1,499	9



3-3. 信用供与の円滑化、地域経済の再生・活性化に資する方策

■ 販路拡大支援

- お客様の販路拡大について、信金中央金庫が提供する「しんきんコネクト」の利用促進や、全国の信用金庫と連携した商談会の開催等を通じて、全国の信用金庫のネットワークを活用した支援を実施しております。
- 今後におきましては、同じ能登地域に本店を構える興能信用金庫と連携し休眠預金を活用した事業に取り組みなど、お取引先の事業継続および成長につながる販路拡大支援に取り組んで参ります。

■ 補助金支援

- コロナ禍の影響を受けたお取引先に対し、新分野への事業展開を支援する国の「事業再構築補助金」の申請支援を積極的に行って参りました。
- また、令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者の施設・設備の復旧・整備を支援する「石川県なりわい再建支援補助金」等の情報提供や申請の支援に取り組んで参りました。
- 今後におきましても、各種補助金の申請時から事業計画の策定をサポートし、事業の回復やお客様の課題解決に向けて継続的に取り組んで参ります。

事業再構築補助金（令和7年3月末現在）

	採択件数 (件)	シェア (%)
石川県内申請分	1,049	100.0
うち当金庫支援先	89	8.4

小規模事業者・中小企業者持続化補助金（令和7年6月末現在）

	申請(予定含む) (件)	交付決定 (件)
なりわい再建支援補助金	176	33
小規模事業者・中小企業者持続化補助金（災害支援枠）	91	66



3-4. 信用供与の円滑化、地域経済の再生・活性化に資する方策

■ 官民連携による「能登半島地震復興支援ファンド」の活用

- 新型コロナウイルス感染症および能登半島地震による被害により過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）および独立行政法人中小企業基盤整備機構が石川県や地域金融機関等と設立した「能登半島地震復興支援ファンド」について、その特性を考慮の上、対象となるお客様に事業再生の機会がご提供できるよう、活用を検討して参ります。

能登半島地震復興支援ファンドの取組み（令和7年9月末現在）

ファンドによる買取件数	2件
当金庫が譲渡した債権額	96,644千円

■ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの活用

- 能登半島地震および奥能登豪雨等の影響で住宅ローンや事業性ローンのご返済にお困りの個人のお客様については、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することで、一定の要件のもと、既往債務の免除・減免を受けることができます場合があります。
- 当金庫では、震災の被害を受けられた個人のお客様の生活再建に向けて、ご返済の猶予や「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」などの相談に柔軟に対応して参ります。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（令和7年3月末現在）

ガイドライン受付件数	27件
------------	-----



4. 信金中央金庫による優先出資の引受けに係る事項

種類	社債型非累積的永久優先出資
申込期日（払込日）	令和8年3月31日（火）（予定）
発行価額	1口につき5,000円（額面金額1口50円）
非資本組入額	1口につき2,500円
発行総額	9,600百万円
発行口数	1,920,000口
配当率（発行価額に対する年配当率）	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
累積条項	非累積
参加条項	非参加
残余財産の分配	<p>残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。③ 前①および②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。④ 残余財産の額が前①および②の規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

